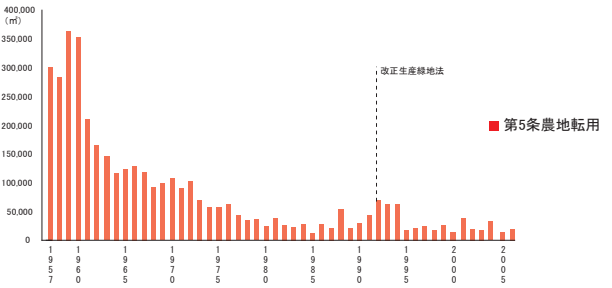
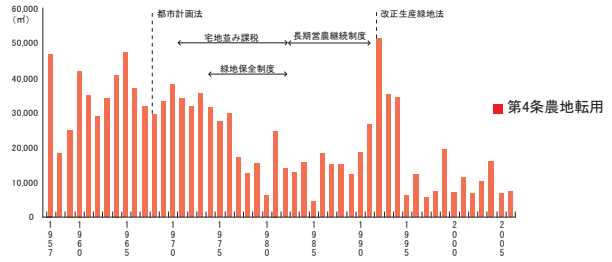
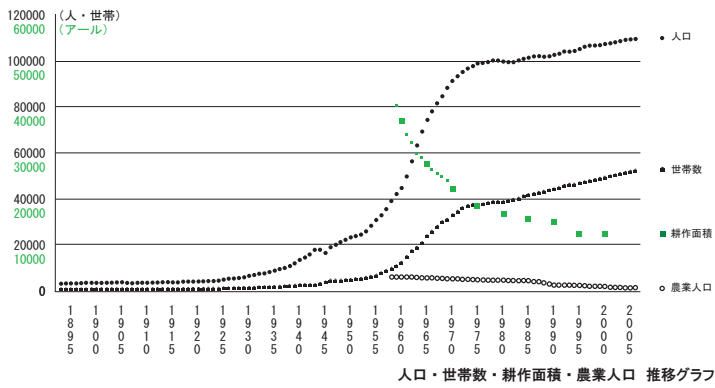


小金井農業のあゆみ(昭和後期)

昭和後期は引き続き住宅地化が進み農地は毎年減少し続けた。表を見ても分かるように転用がこの頃は多いことから宅地化が進んでいることがわかります。昭和57年の地方税法の改正により、市街化区域の農地は宅地並み課税されることとなります。農政活動運動の後に「長期営農継続農地制度」として宅地並み課税を猶予する形がとられました。農家が毎年減少している中、農地の使われ方や農地の減少とともに、農業従事者が減少していることも表から見る事が出来ます。



昭和の終わりの頃は、積極的な営農意志をもつ農家の為の助成事業実施や、バブル経済による地価高騰を引き金に農業に対する批判が相次ぐなどありました。



東京都の助成事業「東京都都市地域農業生産団地育成対策事業」のことで、昭和61年にスタートしました。農業経営の安定、農地の保全、流通の合理化と農産物の都民への安定供給、地域住民との触れ合いが目的とした資金でトラクター・クレーン車・ガラス温室・ビニールハウス・野菜販売無人スタンド・保冷库などハード事業を50人以上の生産者が利用しました。



助成事業による施設や重機



バブル時の農業批判バブル経済を迎え地価高騰の嵐が吹き荒れ、長期営農継続農地制度に対し、財界やマスコミから批判が沸きあがりました。都心ではオフィスの絶対量が不足し地上げの横行が行なわれました。地価対策検討委員会はオフィスの供給対策に東京圏の農地を区画整備し、再び宅地並課税を検討するよう示したのです。農業全般においても食糧制度の改正や農業保護政策の廃止など農業に対するバッシグが相次いだ時期でした。

※長期営農継続農地制度

1. 10年間、営農を続ける意思のある場合は宅地並み課税を猶予する。
2. 猶予する農地の面積要件は団地および経営単位のいずれかが、おおむね0.5ha以上。
3. 認定は農業委員会を経由し、農地審議会の議を経て区（都知事）、市長が行う。

東京都では対象農地の90%以上、小金井市では95%がこの制度の対称となっている。